

## 愛知県資源管理指針

### 第1 愛知県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

#### 1 愛知県の漁業概観（生産状況、資源・来遊状況、漁業実態等）

愛知県海域は、太平洋中区に位置し、内湾の伊勢湾、三河湾と遠州灘西部の渥美外海の三つの海域に大別され、その海岸の総延長は、597kmに及んでいる。

伊勢湾奥部には木曾三川、三河湾奥部には矢作川、豊川等の河川と発達した浅海干潟をもち、小型機船底びき網・刺し網・釣などの沿岸漁船漁業、採貝漁業、ノリ養殖などの好漁場を形成している。しかし、伊勢・三河湾は、湾口が狭く非常に閉鎖性が強いという地理的条件に加え、埋め立て等による干潟・藻場の減少を始めとする内湾の環境悪化が進み、赤潮の多発・大規模な貧酸素水塊の発生がみられる。渥美外海には、わずかな天然礁を除けば海底勾配の緩やかな砂質の大陸棚が発達し、小型機船底びき網・船びき網漁業などの好漁場となっている。しかし、渥美外海における漁獲対象種の大半は、その幼稚仔時代を内湾で過ごすため、内湾の漁場環境の変化が、外海での漁業に大きな影響を与えている。

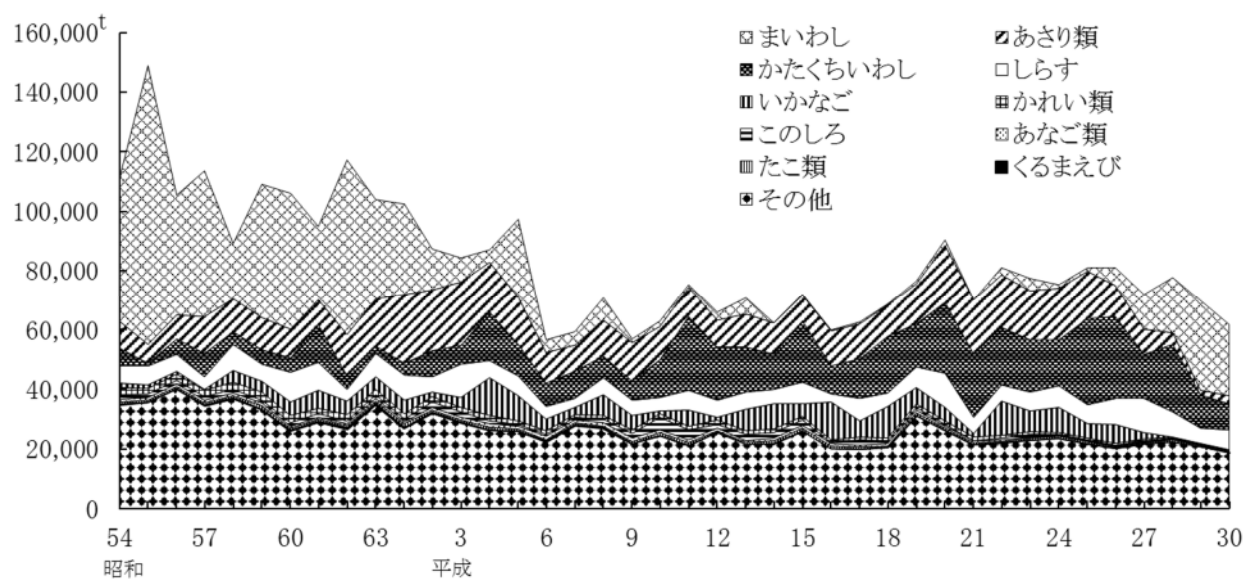
本県の水産業は、この豊かな海と都市近郊という恵まれた流通条件を背景として発展し、総生産こそ全国的には中位程度に位置するものの、個々の魚種では全国一又は上位を占めるなど、日本の水産業の中で特色ある地位を築いてきた。

平成30年の海面漁業生産量は、61,727トンであり、漁業種類別の全国順位は、船びき網漁業が全国第1位、採貝・採藻漁業が第2位、小型機船底びき網漁業が第3位となっている。魚種別では、クルマエビ、アサリ類が第1位、シラス、クロダイ・ヘダイが第2位、ニギス類、ガザミ、スズキ類が第3位、アナゴ類が第4位、カタクチイワシが第5位となっている。

しかし、水産業を取り巻く情勢は、干潟・藻場の減少や貧酸素水塊の発生、海域の栄養塩類の不足等による漁場生産力の低下、水産物消費の減少、魚価の低迷、後継者不足と高齢化等によって、厳しい状況が続いている。このような中、水産資源の持続的利用を実現するため資源管理の重要性はますます高まっている。

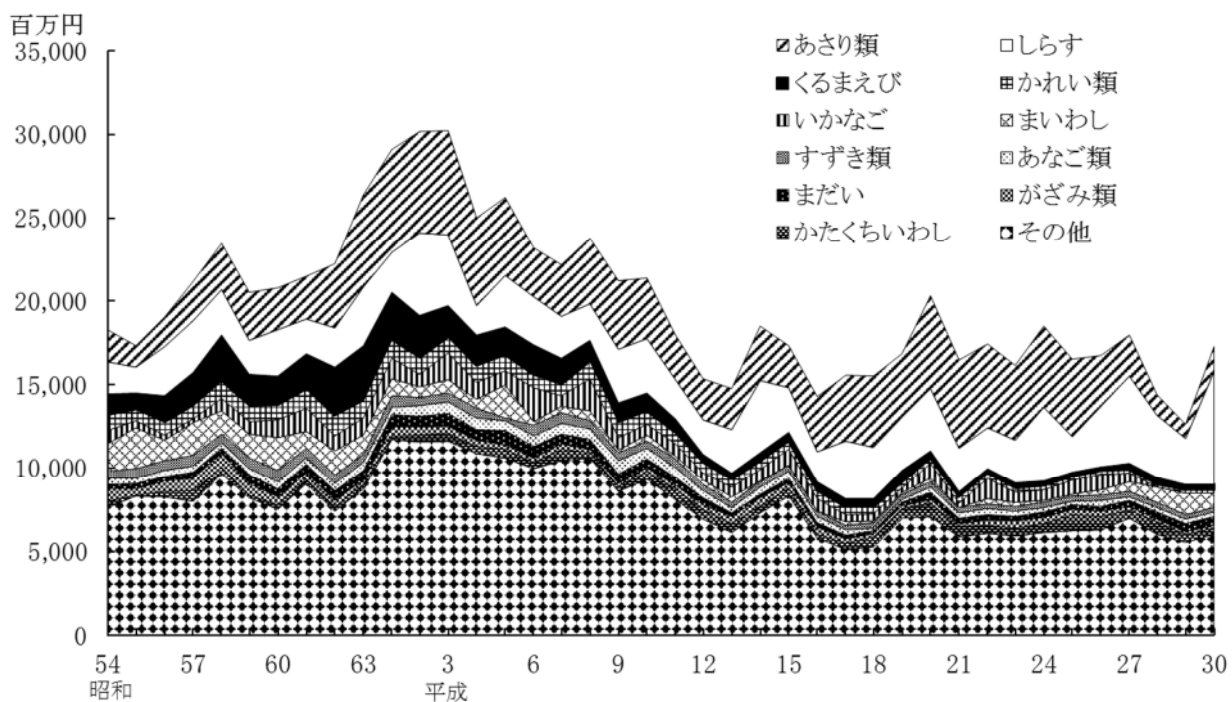
本県海域の資源状況は、内湾を中心に分布し、貧酸素水塊などの底層環境の影響を受けにくいスズキやクロダイなど遊泳性魚類や、主に外海に分布するマダイやヒラメなどはある程度の資源水準を維持している。しかし、全国有数の漁獲を誇るアサリについては、貧酸素水塊や害敵生物などに加えて、餌環境の悪化により近年は資源が減少しており、同じくイカナゴについても、海況変動や他魚種からの捕食などにより資源が激減している。また、カレイやシャコなど内湾を中心に分布する底生性の魚介類は、貧酸素水塊の影響を受け資源水準が低下し、さらに沿岸の埋立により消失した干潟や浅場を生息域や生育場とするクルマエビやガザミなども減少している。一方、マイワシ、カタクチイワシ、アジ類などの回遊性魚類においては、広いスケールでの気象・海況の影響を受けてその資源量は変動しており、近年、本県への来遊量はカタクチイワシが減少し、マイワシは増加傾向にある。なお、トリガイ、トラフグなどは資源変動が大きく不安定である。

### 愛知県海面漁業漁獲量の推移



(農林水産統計)

### 愛知県海面漁業漁獲金額の推移



(農林水産統計)

## 2 愛知県の資源管理実態（資源管理型漁業総合推進対策事業に基づく資源管理、資源回復計画、資源管理指針及び資源管理計画等）

本県の資源管理実態は、国の資源管理型漁業総合推進対策事業の一環として資源管理計画が推進され、本県では平成2年度から取り組んでいる。当該計画は、資源水準に見合った合理的な漁業管理を関係漁業者自らが実施し、推進するためのものであり、栽培漁業として人工種苗の生産及び育成放流による資源添加を積極的に推進してきた中で、資源の合理的な利用とその管理体制の確立を目指して策定されたものである。

第1期（平成2～6年度）の対象魚種は、広域回遊資源としてイカナゴとマダイ、地域重要資源としてアワビとナマコであり、これら対象魚種について資源管理方策が策定された。

特に、本県のイカナゴの資源管理型漁業は、全国的にも優良事例として紹介される程の成果をあげていた。また、アワビとナマコについては、本県で量産化されている栽培魚種でもあり、栽培漁業と資源管理型漁業の推進によって一層の資源増大と漁業所得の向上が期待され、一定の効果があつた。

第2期（平成7～11年度）にはこれら魚種に加え、新たに広域回遊資源としてトラフグを対象魚種とした。

自然及び社会条件の複雑性や単一種のみでなく多魚種に着目し、また、漁具・漁船等の生産手段や流通段階での価格形成等の要素を加えた資源管理型漁業を一層推進するため、平成11年度より複合的資源管理型漁業促進対策事業を推進した。このことにより、それまでの魚種別資源管理に加え、多魚種を漁獲対象とする内湾小型機船底びき網漁業の資源管理や外海小型機船底びき網漁業の主要な漁獲対象魚種であるヤリイカの資源管理のための基礎調査が実施された。

平成14年3月に策定された水産基本計画に基づき、資源回復計画による資源管理・回復を図るため、平成14年8月、国は「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」を策定し、トラフグの資源管理は資源回復計画へ引き継がれるとともに、マアナゴ、シャコに関する新たな取り組みが始まった。

また、平成15年度から国は、広域的に分布回遊する水産資源の管理体制を構築することによって、量的な管理と合わせて質的管理を実施するため、多元的な資源管理型漁業の推進事業に取組み、本県もイカナゴ、ヤリイカについて多元的な資源管理型漁業を推進した。

その後、国は平成18年11月に「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」を策定し、イカナゴの資源管理は資源回復計画へ引き継がれた。

資源回復計画による取組は平成23年度をもって終了となったが、その取組は、同年度から始まった資源管理指針・資源管理計画に基づく新たな資源管理制度に引き継がれている。本指針の内容に基づき、漁業者が取り組む自主的資源管理措置を定めた資源管理計画が策定されており、令和2年10月末時点で、船びき網漁業、小型機船底びき網漁業、中型まき網漁業等の漁業種類を対象とした資源管理計画の他、イカナゴ、イワシ類、シャコを始めとした底生魚介類等、魚種を対象とした資源管理計画も策定され、計36計画が策定されている。

栽培漁業については、栽培漁業基本計画に基づき、トラフグ、クルマエビ、ヨシエビ、ガザミ、アワビ、ナマコの6魚種の種苗放流が行われている。

このように本県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を行ってきた。その結果、地先資源を主体に幾つかの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。さらに平成8年の国連海洋法条約批准に伴って海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量（TAC：Total Allowable Catch）及び漁獲努力可能量（TAE：Total Allowable Effort）の都道府県別の数量について適切な管理措置を行っている。

具体的には、本県に配分されたTACやTAEについて実施すべき施策に関する都道府県計画を定めるとともに、知事許可漁業についてTACやTAEの管理を行うものであり、TACによる資源管理は、平成9年から実施されており、本県には制度開始よりマアジ、マイワシ、マサバ及びゴマサバの3魚種、平成10年から15年までと平成25年から27年までの期間にスルメイカの配分があった。平成30年からクロマグロの配分があり、平成30年以降は、マアジ、マイワシ、マサバ及びゴマサバ、クロマグロの4魚種の配分となっている。TAEは資源回復計画に定められた取組を推進するため、平成15年4月から導入されている。本県では、トラフグを採捕する内湾で操業する小型機船底びき網漁業について、三河湾は10月、伊勢湾は11月のそれぞれ1か月間、漁獲努力量の上限が設定されている。

### 3 資源管理の方向性（公的管理措置の徹底・積極的な資源管理の実施・資源の維持回復の推進）

本県では、漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間、体長制限及び操業区域の制限等の公的管理措置（以下「公的措置」という。）の遵守を徹底するとともに、これまでに取り組んでいる栽培漁業、TAC管理及び資源回復計画に基づく取組も含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取組を促進することにより、水産資源の維持・回復を推進する。

なお、本指針における公的措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業調整規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取組の開始された平成14年度以降にこれら公的措置に移行したものについては、本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。

## 第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向

### 【魚種別資源管理】

#### 1 イカナゴ

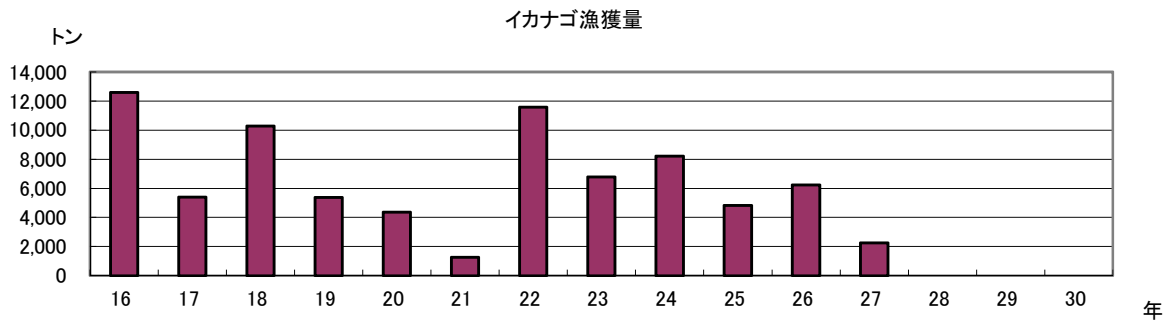
##### (1) 資源（来遊）の状況

漁場である伊勢・三河湾への加入量（初期資源尾数）は、平成23～27年の5年間では、89億尾から321億尾の間で変動していたが、平成27年以降、黒潮の暖水流入による海況変動や他魚種からの捕食など複数の要因により、資源状況が低水準となっているため、(3)で掲げる20億尾以上の産卵親魚を残存させるための漁獲努力量削減措置として、平成28年から令和2年は、禁漁となっている。

##### (2) 漁獲の状況

イカナゴを利用している漁業種類は、いわし・いかなご船びき網漁業及びいかなご船び

き網漁業である。平成28年以降は禁漁のため、イカナゴは漁獲されていない。



(農林水産統計)

### (3) 資源管理目標

産卵親魚尾数を確保することによって初期資源尾数（漁獲対象として加入したイカナゴの尾数）を高位安定させ、安定的な漁業生産の維持を目指すこととする。

そのため、初期資源尾数を目標指標値とし、目標数は、十分な漁獲量と、十分な産卵親魚を獲り残すことが期待できる尾数である300億尾水準とする。

過去の残存尾数（産卵親魚尾数）と翌年の初期資源尾数の関係から推定した場合、加入資源尾数が300億尾を超えると期待される20億尾以上の産卵親魚を残存させるための漁獲努力量削減措置を施すこととする。

### (4) 資源管理措置

いわし・いかなご船びき網漁業及びいかなご船びき網漁業：

環境条件等によって漁獲量は年により大きく変動しやすいため、資源の回復及び漁獲量を増大・維持するためには、公的措置を遵守するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

#### ○ 操業期間制限

また、上記の措置の他、これまでに伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画（平成18年11月10日公表）で取り組んできた、操業区域規制（保護区域の設定）及び保護休漁（漁期中の保護育成期間の設定）の措置についても引き続き取り組む必要がある。

## 2 イワシ類

### (1) 資源（来遊）の状況

愛知県で漁獲対象となる主要なイワシ類資源は、カタクチイワシとマイワシである。

カタクチイワシは、シラス、未成魚及び成魚として来遊する。シラス及び未成魚は春季から秋季にかけて来遊し、愛知県の沿岸域で成長して、夏秋季には未成魚・成魚としても漁獲対象となる。成魚は主に春季に来遊し、愛知県の沿岸域で産卵して、夏秋季のシラス供給源となる。いずれの魚群も、冬季には沖合へ移動する。また、夏秋季に発生したシラスは、冬季に沖合へ移動した後、その一部は未成魚・成魚として再び春季に来遊すると考えられる。

マイワシは、シラス、未成魚及び成魚として来遊する。シラス及び未成魚は冬季から春季にかけて来遊し、愛知県の沿岸域で成長して、夏秋季に未成魚として漁獲対象となる。成魚は春季を中心に来遊し、漁獲対象となる。近年では、シラス及び未成魚の愛知県沿岸域への来遊量は若干増加しているが、成魚についてはほとんど来遊がみられていない。

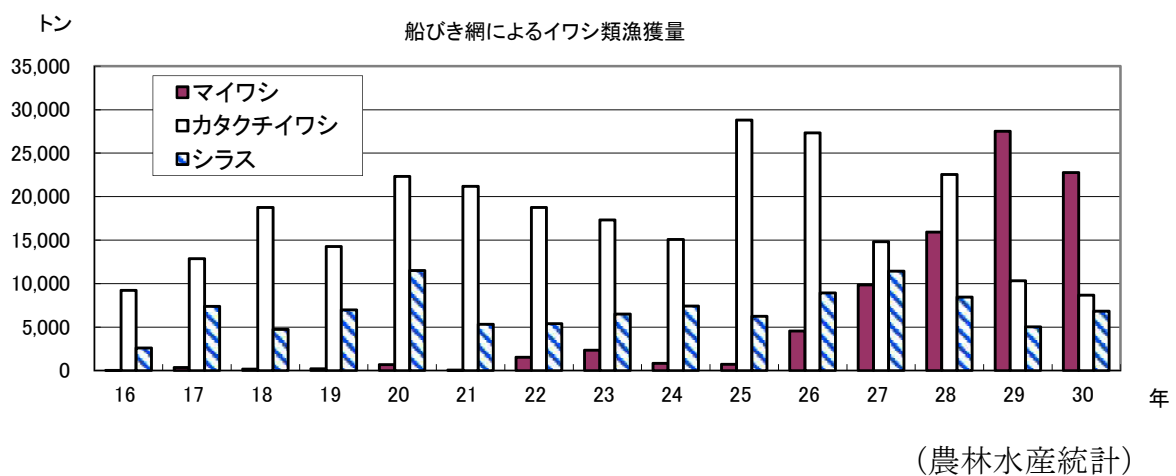
## (2) 漁獲の状況

カタクチイワシのシラスを漁獲している漁業種類は、しらす船びき網漁業である。外海での漁獲が多いが内湾でも漁獲され、近年の漁獲量は変動が大きい。

カタクチイワシの未成魚・成魚を漁獲している主な漁業種類は、いわし・いかなご船びき網漁業、いわし船びき網漁業及び中型まき網漁業である。内湾での漁獲が大半を占めるが外海でも漁獲され、近年の漁獲量は変動が大きい。

マイワシの未成魚・成魚を漁獲している主な漁業種類は、いわし・いかなご船びき網漁業、いわし船びき網漁業及び中型まき網漁業である。内湾での漁獲が大半を占め外海でも漁獲されるが、1980年代の高水準期から比べると低水準で変動も大きい。

愛知県の船びき網によるイワシ類の漁獲量は変動が大きく、特にマイワシでそれが顕著であり、平成26年以降、漁獲量は増加傾向である。



## (3) 資源管理目標

過大な漁獲競争が行われないよう限られた来遊資源を有効に活用し、漁業経営が可能な漁獲金額を確保できる適切な漁獲量とするよう、漁獲努力量削減措置を施すこととする。

## (4) 資源管理措置

しらす船びき網漁業、いわし・いかなご船びき網漁業、いわし船びき網漁業：

今後とも漁獲量を維持するためには、来遊した資源の有効利用が重要であり、公的措置を遵守するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

### ○ 休漁

また、上記の措置の他、操業時間の短縮措置に引き続き取り組む必要がある。

なお、中型まき網漁業については、マアジ類等も主要な漁獲対象としており、イワシ類に限定した資源管理は困難であるため、漁業種類単位で包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

## 3 マアナゴ

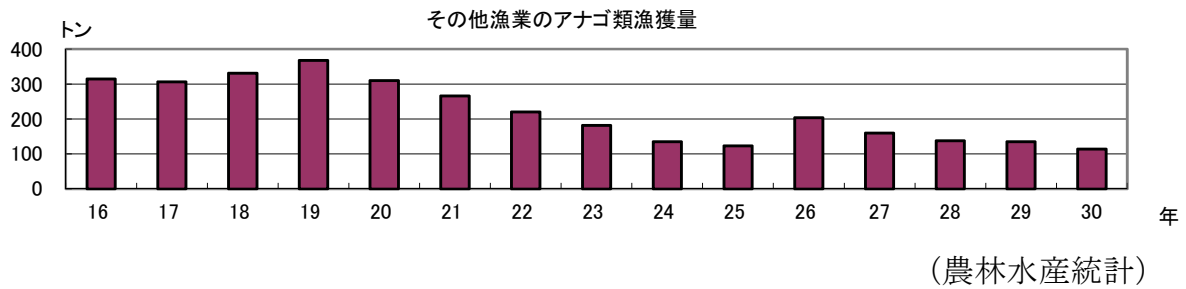
### (1) 資源（来遊）の状況

マアナゴは、春季に外海域から来遊する資源に依存している。

### (2) 漁獲の状況

マアナゴは、主にあなごかご漁業と小型機船底びき網漁業（まめ板網漁業）で漁獲され

ている。あなごかご漁業が含まれるその他漁業でのアナゴ類の漁獲量は、平成20年までは安定していたが、平成21年以降は減少傾向にある。



### (3) 資源管理目標

過大な漁獲競争が行われないよう限られた来遊資源を有効に活用し、漁業経営が可能な漁獲金額を確保できる適切な漁獲量とするよう、漁獲努力量削減措置や小型魚の保護等に取り組むこととする。

### (4) 資源管理措置

#### あなごかご漁業：

今後とも漁獲量を維持するためには、来遊した資源の有効利用が重要であり、公的措置を遵守するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

#### ① 漁具規制（漁具数制限）

※ 初告示 平成19年3月16日愛知海区漁業調整委員会告示第2号

#### ② 漁具規制（網目拡大）

※ 初告示 平成23年11月29日愛知海区漁業調整委員会告示第5号

また、上記の措置の他、これまでに伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画（平成14年8月13日公表）で取り組んできた、マアナゴの10月1日から11月30日までの全長25cm以下の再放流の措置に引き続き取り組む必要がある。

なお、小型機船底びき網漁業（まめ板網漁業）については、マアナゴの他、シャコ、トラフグ等を含め多種を漁獲対象としており、マアナゴに限定した資源管理は困難であるため、漁業種類単位で包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

## 4 トラフグ

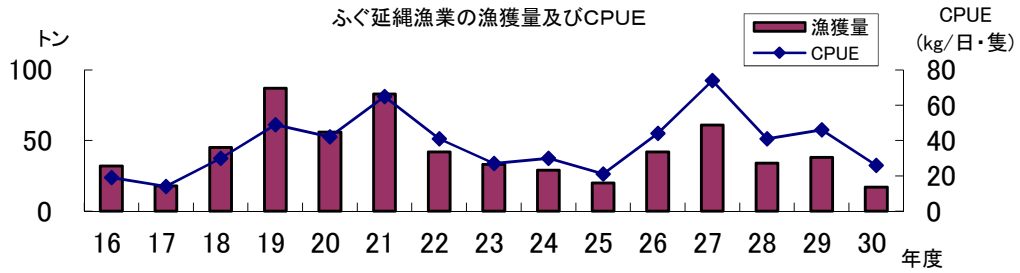
### (1) 資源（来遊）の状況

資源は不定期に発生する卓越年級群の影響によって大きな変動をする。

### (2) 漁獲の状況

トラフグを主な漁獲対象魚種としているのは、ふぐ延縄漁業と小型機船底びき網漁業である。ふぐ延縄漁業では1歳魚以上を漁獲対象としている。

ふぐ延縄漁業によるトラフグの漁獲量及びC P U Eの推移は、年による変動が大きい。



(県調べ)

### (3) 資源管理目標

過大な漁獲競争が行われないよう限られた資源を有効に活用し、漁業経営が可能な漁獲金額を確保できる適切な漁獲量とするよう、漁獲努力量削減措置を施すこととする。

### (4) 資源管理措置

#### ふぐ延縄漁業：

トラフグの漁獲量は、環境条件等によって年により大きく変動しやすいため、安定した漁獲量を維持するためには、公的措置を遵守するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

#### ○ 休漁

また、上記の措置の他、体重700g未満の水揚げ制限の措置に引き続き取り組む必要がある。

なお、小型機船底びき網漁業については、トラフグの他、シャコ、マアナゴ等を含め多種を漁獲対象としており、トラフグに限定した資源管理は困難であるため、漁業種類単位で包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

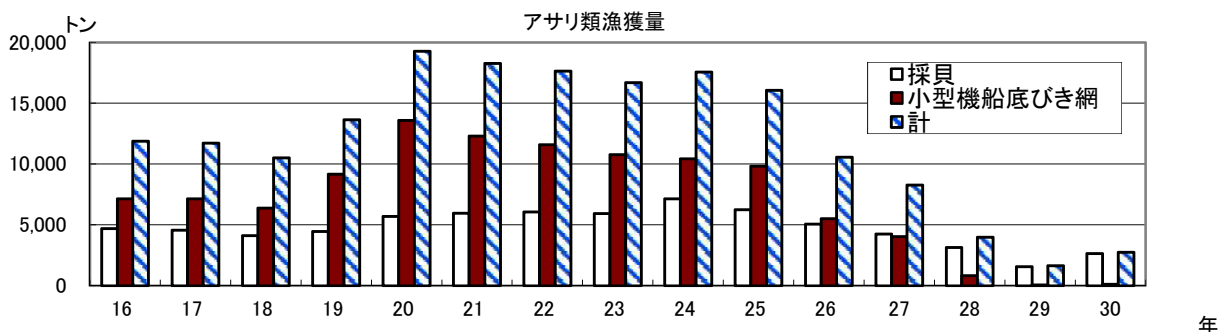
## 5 アサリ類

### (1) 資源(来遊)の状況

天然に発生する稚貝の発生量及びその生残率に依存しているが、発生した稚貝については、資源の維持・増大及び有効利用を図るため、放流適地への移植が行われている。なお、貧酸素水塊等、漁場環境の影響により資源量が大きく変動する場合がある。

### (2) 漁獲の状況

アサリ類を主な漁獲対象魚種としているのは、小型機船底びき網(貝けた網)漁業と採貝漁業である。アサリ類の漁獲量は平成25年までは横ばいで推移していたが、平成26年以降、減少している。





(3) 資源管理目標

過大な漁獲競争が行われないよう限られた資源を有効に活用し、漁業経営が可能な漁獲金額を確保できる適切な漁獲量とするよう、漁獲努力量削減措置を施すこととする。

(4) 資源管理措置

採貝漁業：

今後とも資源を維持・増大するためには、公的措置を遵守するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○ 休漁

さらに、稚貝を移植した漁場及び稚貝の発生がみられた漁場については、害敵生物の駆除等、稚貝の保護を実施する必要がある。

なお、小型機船底びき網（貝けた網）漁業についての具体的な資源管理措置については、後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

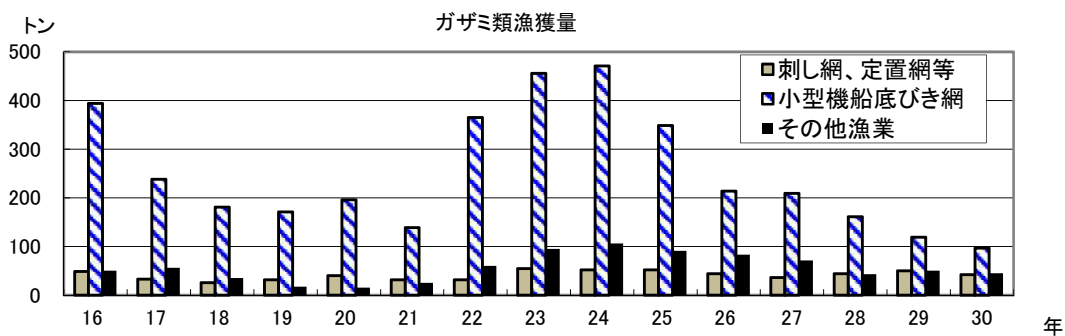
6 ガザミ類

(1) 資源の状況

ガザミ類は、伊勢・三河湾及び渥美外海沿岸に分布する資源量に依存し、資源量の変動が大きい。

(2) 漁獲の状況

ガザミ類は、主に小型機船底びき網漁業とかにかご漁業で漁獲されている。小型機船底びき網漁業及びかにかご漁業が含まれるその他漁業のガザミ類の漁獲量は変動が大きく、平成22年以降増加したものの、平成26年から減少傾向である。



(農林水産統計)

(3) 資源管理目標

過大な漁獲競争が行われないよう限られた資源を有効に活用し、漁業経営が可能な漁獲金額を確保できる適切な漁獲量とするよう、漁獲努力量削減措置を施すこととする。

(4) 資源管理措置

かにかご漁業：

今後とも漁獲量を維持するためには、公的措置を遵守するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○ 休漁

なお、小型機船底びき網漁業については、ガザミ類の他、マアナゴ、シャコ、トラフグ等を含め多種を漁獲対象としており、ガザミ類に限定した資源管理は困難であるため、漁業種類単位で包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な資源管理措置につい

ては後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

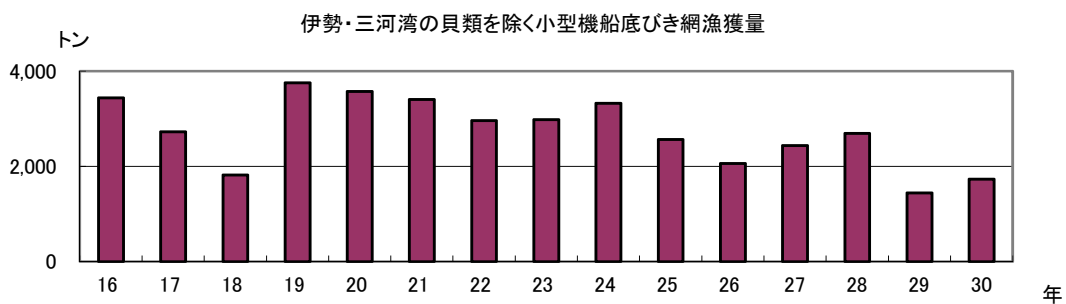
【漁業種類別資源管理】

1 小型機船底びき網漁業

(1) 漁獲の状況

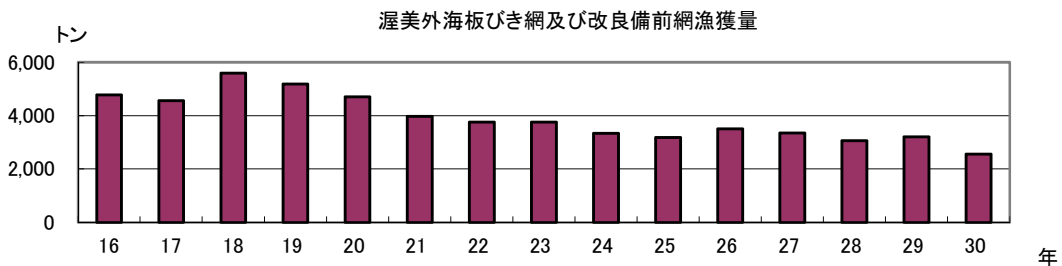
小型機船底びき網漁業は、エビ・カニ類、底魚類、イカ類等の多魚種を漁獲対象としており、種類もまめ板網漁業、えびけた網漁業、渥美外海板びき網漁、改良備前網漁業、餌料びき網漁業及び貝けた網漁業に細かく分けられる。

貝類を除く、伊勢・三河湾内の小型機船底びき網漁業全体の漁獲量は、近年やや減少している。



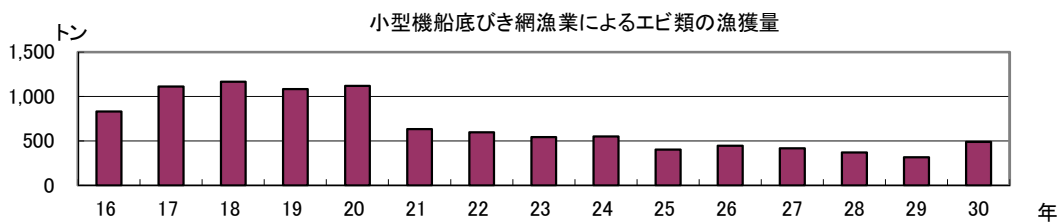
(農林水産統計及び県調べ)

渥美外海で操業する渥美外海板びき網漁業及び改良備前網漁業の漁獲量は、減少傾向である。



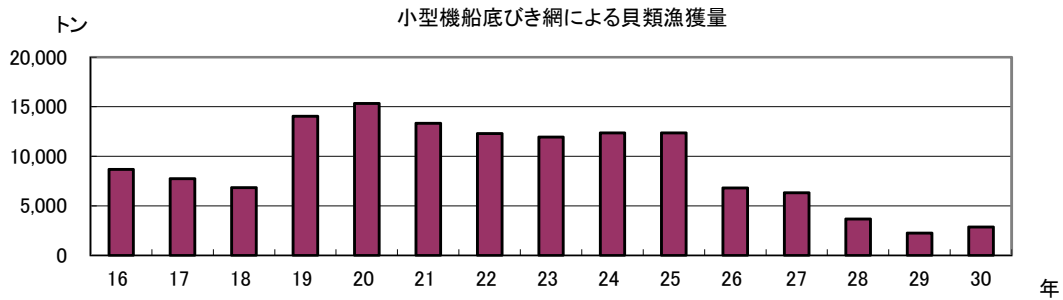
(県調べ)

小型機船底びき網漁業で漁獲されるエビ類の漁獲量は、平成21年以降、減少傾向である。



(農林水産統計)

小型機船底びき網漁業による貝類の漁獲量は、平成26年以降、減少している。



(農林水産統計)

## (2) 資源管理措置

### まめ板網漁業（伊勢湾）：

漁獲量は、やや減少しているものの、C P U E でみると横ばい傾向であることから、今後とも資源を維持・増大させるためには、資源回復計画において取り組んできた魚種であるマアナゴ、シャコ、トラフグを対象とした資源管理措置を継続し、公的措置を遵守するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

#### ○ 休漁

また、上記の措置の他、これまでに伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画（平成14年8月13日公表）で取り組んできた、トラフグの9月1日から10月31日までの全長25cm以下の再放流及びマアナゴの10月1日から11月30日までの全長25cm以下の再放流の措置に引き続き取り組むとともに、さらに、漁具規制（網目拡大）及び冬季のシャコの漁獲量規制の新たな措置に取り組む必要がある。

### まめ板網漁業（三河湾）及びえびけた網漁業：

漁獲量はやや減少していることから、今後とも資源を維持・増大させるためには、資源回復計画において取り組んできた魚種であるマアナゴ、シャコ、トラフグを対象とした資源管理措置を継続し、公的措置を遵守するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

#### ○ 休漁

また、上記の措置の他、これまでに伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画（平成14年8月13日公表）で取り組んできた、トラフグの9月1日から9月30日までの全長25cm以下の再放流及びマアナゴの10月1日から11月30日までの全長25cm以下の再放流の措置に引き続き取り組む必要がある。

### 渥美外海板びき網漁業：

渥美外海板びき網漁業及び改良備前網漁業全体では、漁獲量は減少傾向を示しているものの、C P U E でみると横ばい傾向であることから、今後も資源を維持・増大させるためには、公的措置を遵守するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

#### ○ 休漁

また、上記の措置の他、漁獲量規制（ヤリイカにおける1日当たり個人毎の漁獲量上限設定）の措置に取り組む必要がある。

#### 改良備前網漁業：

渥美外海板びき網漁業及び改良備前網漁業全体では、漁獲量は減少傾向を示しているものの、C P U Eでみると横ばい傾向であることから、今後とも資源を維持・増大させるためには、資源を枯渇させないことが重要であり、公的措置を遵守するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

- 休漁

#### 餌料びき網漁業：

餌料びき網漁業が対象としているエビ類の漁獲量は減少傾向を示しており、今後、資源を維持・増大させるためには、資源を枯渇させないことが重要であり、公的措置を遵守するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

- 休漁

#### 貝けた網漁業：

貝類全体の漁獲量は、平成26年以降減少しており、特にアサリ類の減少が著しく、C P U Eも減少している。今後とも資源を維持・増大させるためには、資源を枯渇させないことが重要であり、公的措置を遵守するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

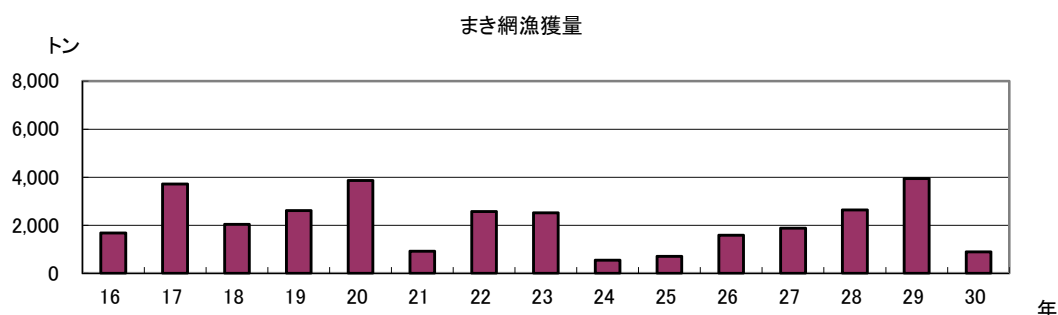
- 休漁

なお、稚貝を移植した漁場及び稚貝の発生がみられた漁場については、害敵生物の駆除等、稚貝の保護を実施する必要がある。

## 2 中型まき網漁業

### (1) 漁獲の状況

中型まき網漁業は、イワシ類及びアジ類などの浮魚類を湾内及び外海において漁獲している。資源は外海域からの来遊に依存しているため、季節及び年による漁獲量の変動が大きい。また、一定の範囲を網で取り巻いて漁獲するため多くの魚種が混在し、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しい。なお、本漁業は、船びき網漁業を兼業し、複合的な経営を行っているため、対象資源の来遊状況により、操業漁業種類を選択している。



(平成18年までは農林水産統計、平成19年からは農林水産統計又は県調べ)

## (2) 資源管理措置

対象資源の来遊状況により年間操業日数が異なるため、漁獲量は変動しているが、CPUは維持されている。来遊した資源を成長を待ちながら漁獲するなどの管理をしながら、漁獲量を増大させるため、公的措置を遵守するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

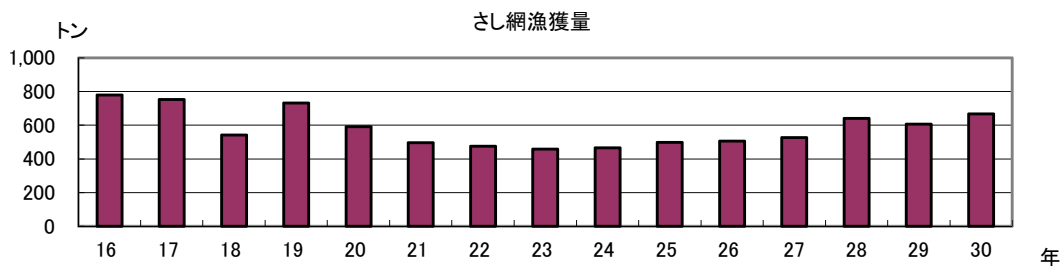
- 休漁

## 3 さし網漁業

### (1) 漁獲の状況

さし網漁業は、サワラを漁獲目的とするさわら流網漁業、底生魚介類を目的とする源式網漁業、キスを目的とするきす流網漁業及びきすこぎさし網漁業、沿岸魚介類を目的とする三枚網漁業がある。漁獲量では源式網漁業が主体となっている。

さし網漁業の漁獲量の推移は比較的安定している。



(農林水産統計)

### (2) 資源管理措置

さわら流網、きす流網及びきすこぎさし網については、特定種を漁獲対象種としたさし網であるものの、源式網、三枚網等のさし網と同じく漁業の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、さし網漁業として漁業種類別に資源管理に取り組むこととする。

今後とも資源を維持・増大させるためには、資源を枯渇させないことが重要であり、公的措置を遵守するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

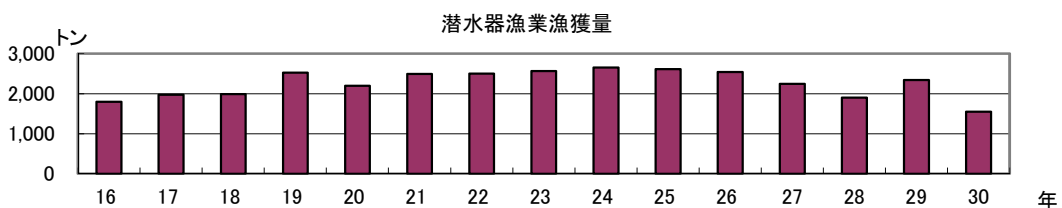
- 休漁

## 4 潜水器漁業

### (1) 漁獲の状況

潜水器漁業は、タイラギ、ナミガイ、ウチムラサキ、ミルクイなどの複数の対象魚種を、それぞれの資源状況に応じて漁獲している。

潜水器漁業の漁獲量は、比較的安定しているが、近年やや減少している。



(平成 18 年までは農林水産統計、平成 19 年からは県調べ)

## (2) 資源管理措置

今後とも資源を維持・増大させるためには、対象魚種全体を包括的に管理し、資源を枯渇させないことが重要であり、公的措置を遵守するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

### ○ 休漁

## 第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針

本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。

- ① 策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の実施により資源の維持・回復等の効果がみられるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき、評価・検証する。
- ② 評価・検証については、外部有識者（漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など）が参加する資源管理協議会で実施する。
- ③ 指標は、対象魚種の資源量やCPUEの経年的な動向を基本とし、現時点で資源量やCPUEの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備を図るものとする。
- ④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとするとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。

## 第4 その他

### 1 履行確認について

本資源管理指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、県（協議会）は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、県（協議会）の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

また、履行確認については広域資源管理システムの活用の推進を図ることとする。

### 2 その他

各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場保全活動などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等の取組に協力し、漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

県は、その他資源管理に必要な措置として、漁業生産の維持安定のために環境との調和に配慮した種苗生産、育成・放流による水産資源を積極的に添加するつくり育てる漁業を振興し、栽培漁業の推進に取り組む漁業者を支援すること、漁業の生産基盤の向上や漁場環境を改善する漁場整備、漁業の安全性や作業効率の向上、経営構造改善を図る漁港・漁村の整備を進めること及び漁業経営において効率的かつ安定的な経営体の育成・確保に取り組むこととする。

また、本指針記載の取組の他、漁業者が自主的に行っている資源管理、種苗放流、漁場環境保全活動等についても、引き続き実施するものとする。

さらに、新たな措置の必要性の検討を始め、資源管理型漁業並びにTAC及びTAEに係る管理を適切に行っていくため、関係資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データや知見の収集、蓄積を目的に、愛知県水産試験場を中心として国及び隣接県との連携の下、関係漁業者の協力を得ながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。

附則 平成23年3月30日 策定

附則 平成23年5月18日 一部改正

附則 1 平成24年2月16日 一部改正

2 「備前網漁業」から「渥美外海板びき網漁業」への改正の施行日は、水産庁長官の認定日にかかわらず、平成24年4年1日とする。

附則 平成25年2月7日 一部改正

附則 平成26年10月23日 一部改正

附則 平成29年12月8日 一部改正

附則 令和3年1月18日 一部改正

## 別紙

### 資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認に当たっては、下記左欄の資源管理措置ごとに、右欄に掲げる各手段を用いることとする。

資源管理措置	履行確認手段
操業期間制限	・市場荷受データ
休漁	・市場荷受データ（必要に応じて各漁業者作成の操業日誌を追加。）
漁具規制	・漁具の写真
漁獲量規制	・市場荷受データ